

## 顧問弁護士制度について

個人質問の許可を頂きましたので、通告に従い個人質問をさせていただきます。

先日、地方自治体における顧問弁護士はどう役立っているのか、といった内容で、学者や弁護士らでつくる研究チームが昨年11月に実施したアンケート結果を公表しました。

アンケートの対象は、全国の都道府県、政令指定都市、中核市、県庁所在市118自治体ですが、それによると、法的トラブルへの対応のために8割以上が顧問弁護士を頼んでいるが、相談時間が少ないなど問題点も浮かび上がったということです。

詳しくは、顧問弁護士を依頼していたのは101自治体（85.6%）で、計258人。年間の相談件数は平均63.9件。

年代別では、60代（40.7%）、50代（23.6%）、70代（14.7%）の順に多く、在任期間10年以上の人が45%に達するなど長期化の傾向にあり、月額報酬は月10万円以上15万円未満が126人（48.8%）と最も多いという結果が出ています。

また、顧問弁護士の業務内容としては、紛争に関する法律相談、自治体を当事者とする訴訟、行政不服申立における裁決・決定に対する法律相談など、訴訟関連相談業務が約半数。

他方、施策形成段階における法律相談、条例・規則の立案過程における法律相談などのケースは少なく、低い水準にとどまっているとのこと。

更に、依頼した自治体のうち、「ある程度」も含めて有用と答えた割合が95%を超えた半面、1カ月で弁護士が自治体を訪ねた回数は「ゼロ」という回答も78%になっており、「行政について理解を深めてほしい」（28.2%）、「相談時間を十分確保してほしい」（10.7%）という不満もあったということです。

研究チームの弁護士は「法律相談や訴訟対応が多く、政策の形成段階で活用している自治体はまだ少ない。」と話しています。

確かに、平成12年4月以降、地方分権一括法が施行され、機関委任事務が廃止されたことや、地方自治法の改正により、地方自治体の法令の規定は、これまでは単に国からの通達や指導のみによる解釈でよく、例えば給与や税の条

例など毎年定型的な改正を行うような条例が中心でしたが、昨今は、地域の実情にあった自主的な解釈が必要となるような、福祉の分野、環境の分野、まちづくりの分野など政策づくりの手段としての条例の制定が非常に注目されてきていますので弁護士をはじめ法曹資格を有している方の存在は大きいものがあると思います。

当市においても、栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例や栗東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、栗東市路上喫煙の防止に関する条例などが、地域の実情にあった自主的な条例と言えますし、当然、条例の制定時には上位法との関係や民法との関係など法務に係ることは弁護士等の判断を仰ぐことは多くなったと言えるでしょう。

しかし、一方では「顧問弁護士」ではなく、委託契約方式や法曹有資格者を職員登用とすることでその効果を上げている自治体もあるとのこと。

併せて、国民の権利意識が高まってきていることや、先の議会でも質問いたしました税金の滞納や公営住宅の家賃の未払い、給食費未払いなどの増加による債権回収に関する法務、交通事故などの訴訟に関する法務、また、様々なクレームへの対応など訴訟に至るケースなどもありますし、さらには、当市では何とんでも企業事業資金貸付金に関する返済の訴訟など、法務に関する業務が増えているのは確かですので、弁護士を顧問として契約し、対応にあたるということでは他の多くの自治体と同じと言えます。

そこで、当市の顧問弁護士の契約内容と活用の実態についてお伺いいたします。

- (1) 顧問弁護士の人数と顧問料をはじめとした契約内容について
- (2) 現在の顧問弁護士の在任年数について
- (3) 過去5年間の訴訟の実態と訴訟費用の金額について
- (4) 弁護士を委員として委嘱している委員会等の数について
- (5) 当市の顧問弁護士による法律相談窓口の開設状況と開設方式について
- (6) 当市職員における法曹有資格者の状況について

以上、お願いいたします。

また、顧問弁護士の件で言えば、代表質問でも申し上げましたが、企業事業資金貸付金返済訴訟の件が当市の重要課題であります。

以前、当会派として訴訟の進捗を確かめるということで、裁判を傍聴したいと当局に相談したところ、「弁護士同士で進めているので傍聴できない」と言われました。

この件は、当市の重要な懸案事項ですし、市民またマスコミも大きな関心をもっています。

この裁判の経過は、これまで担当部局の部長や課長からお聞きしておりますが、顧問弁護士の方からの報告があっても良いのではないかと思います。顧問弁護士の先生に説明を求めることはできないのかお伺いいたします。

最後に、個人主義、権利主義と言われる時代になり、人間関係によるトラブルや行政等へのクレームによるトラブル、知的財産権などをめぐる企業間のトラブル、大きくは国家間のトラブルなど、日本もアメリカほどはないにしろ、訴訟社会になってきました。

そして先ほどの、条例や規則など政策立案時における法務対策など、自治体としても法務対策はこれから重要度を増し、当然、その法務を担う弁護士等にも高い専門性や高い法務能力が求められるようになります。

とりわけ自治体においては、この法務対策も費用対効果の査定が範囲であり、依頼する弁護士等の信頼度は重要なのですが、これまでのように「長いことお世話になっているから」といった安易な理由による顧問契約では市民理解が得られるものではありません。

弁護士の選任にあたっては、相談する事案に応じた専門性や法務能力も考慮し、あるときは複数の弁護士等による対応も含め、依頼することが重要だと考えますが、当市における今後の法務対策についての見解をお伺いいたします。